

老人クラブ振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定める「老人クラブ運営基準」に準拠して運営される老人クラブ（以下「老人クラブ」という。）の振興事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会奉仕活動事業
- (2) 教養講座開催事業
- (3) スポーツ活動事業
- (4) その他、市長が特に必要と認める事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助事業に係る経費を別表のとおりとし、その限度額は次のとおりとする。

限 度 額	摘 要
補助金の限度額は、次の各号に掲げる老人クラブの規模の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) 会員数が10人以上、30人未満の老人クラブ(設立時の会員数が30人以上であった老人クラブに限る。) 年 額 19,200円 (2) 会員数が30人の老人クラブ 年 額 50,000円 (3) 会員数が30人を超える老人クラブで、次の算式により算出した額 年 額 50,000円+(会員数-30人)×500円 ただし、100,000円を上限とする。	1 4月1日に設立されている老人クラブにあつては、4月1日を基準として交付する。 2 年度途中で設立した老人クラブにあつては、月割りで設立日の属する月の翌月から交付する。 3 年度途中で解散した老人クラブにあつては、月割りで解散日の属する月まで交付する。 なお、上記2、3において、月割額を算出するに当たり、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、老人クラブ振興事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会員名簿

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、遂行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、老人クラブ振興事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(変更等承認の申請)

第7条 第5条第1号、又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、老人クラブ振興事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更(中止・廃止)承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに老人クラブ振興事業変更(中止・廃止)承認(不承認)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、事業終了後、すみやかに老人クラブ振興事業実績報告書(様式第5号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業報告書
- (2) 収支決算書

(額確定の通知)

第9条 規則第13条の規定による通知は、老人クラブ振興事業補助金額確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、老人クラブ振興事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において、準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、老人クラブ振興事業補助金一括事前交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(決定取消の通知)

第11条 規則第17条第3項において準用する、規則第6条の規定による通知は、老人クラブ振興事業補助金交付決定取消通知書(様式第9号)によるものとする。

(返還命令)

第12条 規則第18条第1項、又は第2項の規定による返還命令は、老人クラブ振興事業補助金返還命令書(様式第10号)によるものとする。

(保管)

第13条 老人クラブは、活動に係る収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管するものとする。

(委任)

第14条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、保健福祉局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度分の予算に係わる補助金から

の適用とする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度分の予算に係わる補助金からの適用とする。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

ただし、平成 2 6 年度に限り、1 0 月 1 日を基準日として算定を行い、4 月 1 日と比較していずれか高い金額を補助金として交付することができる。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

区 分	対象経費	補助率
社会奉仕活動事業、教養講座開催事業、スポーツ活動事業	老人クラブにおける高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動 報償費、賃金、旅費、需用費、備品購入費、役員費、委託料、使用料及び賃借料	対象経費に充てるべき会費その他の収入額を控除した額の 10/10